

岩手県告示第 1065 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨矢巾町長から次のとおり通知があった。

平成 18 年 11 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 公共測量を実施する地域 紫波郡矢巾町下矢次地区
- 2 公共測量を実施する期間 平成 18 年 10 月 25 日から同年 11 月 10 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（下矢次地区地形図作成）